

編纂者の立場から積極的に使用されているのではない。小小戒を廃捨することは否定されたのであるから、何が小小戒であるかを具体的に定義することは不可能である。比丘達の発言としては、例えば四波羅夷を除いた残り全てである、或いは四波羅夷と十三僧残以外の戒条が相当する、と言った表現が見られる。これ等は決して定義ではなく、持戒の意義を重視しない比丘達の随意の発言である。このことは上座部系諸律にあっても大衆部系の『摩訶僧祇律』にあっても同様であるが、『摩訶僧祇律』は第一結集以外の箇所では小小戒に相当する戒を規定している。即ち『摩訶僧祇律大比丘戒本』の「九十二波夜提法」の第八条中の「麁罪」及び第十条中の「雜碎戒」について、経分別中の「單提九十二事法」では「麁罪」とは「四事十三事」のことであると具体的に規定している。或る比丘が麁罪（重罪）を犯した場合、そのことを他の比丘が具足戒を受けていない者に語ることを禁じているのである。従って捨墮法乃至衆学法は小戒あるいは小小戒であると言えよう。「雜碎戒」については「雜碎戒者。除四事十三事。餘者是也。」とあり、二百八条から四波羅夷、十三僧残の計十七条を除いた残り全てが雜碎戒である、と明白に述べている。また「不共語羯磨」の記述において摩訶羅という人物が出家後しばしば小戒を犯したので彼に対して不共語羯磨が与えられる。即ち彼の犯した小戒とは別衆食、處處食、停食食、共器食、女人同室宿、過三宿、共床眠、共床坐、不淨菓食、受生肉、受生穀、受金銀であると具体的に十二条が示されている。またこれ等を小小戒とも呼んでいる。更に「不淨應遮」の規定においても小小戒が説かれている。

「不淨應遮」というのは、若し弟子が小小戒を犯したならば、その師は彼に犯戒を誡め、注意し、指導しなければならぬ、という規定である。彼の犯した小小戒としては別衆食、處處食、女人同室、未受具足人過三宿、截生草、不淨菓食の六条が挙げられている。なお「不共語羯磨」で言及されている小小戒十二条、「不淨應遮」で言及されている六条、何れも九十二波夜提法の中の戒条である。以上の如く上座部系諸律においては、「小小戒」なる語の使用は見られるけれども、それは律藏編纂者の肯定的使用ではない。一方『摩訶僧祇律』では小小戒、小戒を明確に認め、特に九十二波夜提の諸条がそれに相当することを示している。これは本律藏の特色の一斑と言えよう。この観点から第一結集の記事を再度検討することが必要となる。

法華經における *saṃdhābhāṣya* なる用語の再検討

西 康友

これまでに、*saṃdhābhāṣya* (*sb*) は、梵文「法華經」(S: *H. Kern and B. Nanjo eds., Saddharmapundarīka, Bibliotheca Buddhica X, St. Petersburg 1908-12* を底本とした) の最も重要な用語の一つとして注目されてきた。鳩摩羅什訳「妙法蓮華經」では「隨宜所説」「隨宜説法」などと漢訳されている。*sb* の訳語についての多くの研究があるが、未だこの訳語の結論が得られていないと考えられる(*sb* の訳語研究史については、久保継成「注(一)『法華經』における *saṃdhābhāṣya* の語意について」『法華經菩薩思想の基礎』春秋社、一九八七年、三一―四四頁に要領よくまとめられている)。

これまでの *sb* の訳語は、おおよそ以下の四つに分類できると考えられる。①チベット訳法華経を参考にした訳語（例えば E. Burnouf の「秘密のことは」など）、② *sb* の *sandha* を *sandhaya* (*san-vdha* の絶対詞) の短縮形 (サハヤ) と解釈し *sandhaya bhāṣya* とした訳語（例えば V. Bhattacharya の「意図して説かれた」など）、③ *sb* の *sandha* を *sandha-fen* (「意図」「一致」「合意」「言質」「誓願」などの意味) と解釈し *sandha* と *bhāṣya* の複合語とした訳語（例えば T. Kubo の「意図をもつことは」など）、④以上の①-③の *sb* の解釈を参考にしたと考えられる訳語（例えば刈谷定彦氏の「ある意図に基づく所説」など）。②が妥当であれば、SP 成立以前と考えられる Pali 經典に *sandhaya bhāṣitam* などの用例があると考えられる。代表的な初期仏教經典 (Suttanipāṭa, Dharmapada, Theragāthā, Therīgāthā, Dīghanikāya, Vinaya-piṭaka, Majjhimanikāya, Saṅguyuttanikāya, Milindapañha) の中に *sandhaya bhāṣitam* の句が多数見られる。これらはすべて *sandhaya* の直前に目的格 (acc.) の語があり、その前後の文脈から「(acc.) に関「連」して (*sandhaya*) 語られたこと (*bhāṣitam*)」の意味となることがわかる。これらでは上記②の「(acc.) を意図して説かれた」の意味として捉えることが困難である。また、代表的な初期大乘經典のうち SP 以前に成立、あるいは同時期成立と考えられる經典 (Asīśasārikā-prajñāpāramitā, Vimalakīrīṇīdeśa (Vkn), Daśabhūmikā) を検証したところ Vkn にだけ一つの用例があるが、*sb* についての説明が見られない。

一方で、SP における *sandha* の用例は一九箇所ある。SP の成立を考慮すると、SP 第2章が最古の教説であり（例えば拙稿「法華経の成立過程についての一試論」『宗教研究』第八六巻第四輯(三七五)、日本宗教学会、二〇一三年、二三二-二三三頁などを参照）、SP 第2章に *sb* の用語が定義づけられていると考えられる。*sb* が初出するのは SP 29:7-10 (試訳) 「シャリープトラよ、…(略)…如来たちの *sb* は認識し難い。それはなぜなら、彼らはさまざまな巧みな方法と知見・原因・理由・根拠・教示・語源解釈・施設によって、そのそれぞれの巧みな方法によって、あちらこちらに執着した生きとし生けるものたちを解放するために、自らを縁とするものもろものを説く」である。このことから *sb* は、如来のことはであって、さまざまな巧みな方便 (*vivihopāyakaṅsalya*) のそれぞれを指しづけることとは解釈できる。それゆえ、*sb* の *sandha* は、*san-vdha* から作られる語根名詞 (W. D. Whitney, *Sanskrit Grammar*, New Haven 1888, 1147) : putting together 「考え合わせること」「組み立てること」の意味であり、*sb* は「さまざまな巧みな方便を」組み立てたことば」という訳語になると考えられる。

恐らく、鳩摩羅什訳『妙法蓮華経』も、「隨宜説法(宜しきに随って法を説く)」などとしたのは *sb* を以上のように認識し「そのときその人にふさわしいことば」の意味に解釈したと考えられるのである。